

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTB、JTBMySTYLEなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人名簿旅行手帳(含申込みの期票)と別冊の乗客リストとが別枚の状況によって、連動して変動しやすくなる個人名簿旅行手帳(以下「航空運賃変動シート」といいます)を含みます。

- (株)JTB(東京都港区)東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号
 - (株)JTB カイアレック(東京都港区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第712号)
 - (株)JTB 沖縄(沖縄県那覇市旭町112-1 観光庁長官登録旅行業第1492号)
 - (株)JTB ビジネストラベルソリューションズ(東京都港区豊洲5-6-52 観光庁長官登録旅行業第1571号)
 - (株)JTB グローバルマーケティング&トラベル(東京都港区東品川2-3-14 観光庁長官登録旅行業第1723号)
 - (株)JTB ビジネスインベーターズ(東京都港区港南1-6-31 観光庁長官登録旅行業第1776号)
 - (株)JTB コミュニケーションデザイン(東京都港区芝3-23-1、東京都知事登録旅行業第2種7116号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けず。
- (3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業務規程募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3.1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売網」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。))にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお振込みいただいたとき、その一部として繰り込まれます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したとき成立するものといたします。

(2)①当社は電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることができます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を受け付ける旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをいたしました。なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきました。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

②お客様が旅行予約サイトでも予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをいたしました。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が、旅行予約サイト上で決済する方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を通じた第24項③の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項②③により申込金を当社が受領したとき、また、郵便又はファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金の支払済した後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したとき成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる場合は、第24項③の定めにより契約が成立します。

(4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとして

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

(7)当社は、契約責任者以外の方に旅行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社はお客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社は、前(1)の申込金相当額を(預り金)として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。

(4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を希望する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあつたときでもお申し込みは取消料をいただきます。

4. お申し込み条件

- (1)18 才未満の方は親権者の同意書が必要で、15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)に参加にあつては特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (3)お客様が種別・団員、難力関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社に対して暴力の及ぼし又は不当な脅迫行為や取引を伴う強迫的な業務若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽造・複製を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、ご参加にあつた特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。旅行契約成立後にこれらに該当した状態になった場合も直ちに申し出ください。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- (8)当社の旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について手配を変更するごときを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を実施することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために

請じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様のご負担とします。

- (9)当社は、本項(1)(2)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(7)(8)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が当社に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかわらず、都合により費用はお客様のご負担となります。
- (11)お客様の都合による旅行の取扱いは原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約内容と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の特長に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時間、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表をお渡しくも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお郵送、電子メール等でもお渡しし、インターネットを利用したアプリ等で案内することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結した場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の名義無くして旅行代金(申込金、追加代金)として表示したものを含まず、)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

(2)本項(1)の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部運送契約においては、当社の契約承諾する旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数をご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3-1項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」、及び第23項の「変更料」の総称の総称の総称となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等に示した「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれないもの

- (1)旅行行程・明細書に記載のない料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け
- (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれない旨表示したものの、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定重量、容積、個数を超える以下について)
 - (2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合は除きます。)
 - (3)グリーンアップ、電話代、ホテルレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれ以外に付するサービス料。
 - (4)希望のみの参加者(オプションツアー(別途料金)の小旅行)の料金。
 - (5)運送機関が課す付加費用(税金(燃料、燃油サーチャージ))。
 - (6)自宅から発着地までの交通費、宿泊費。
 - (7)特別な配慮、処置に要した費用
 - (8)インターネットを通じたサービス提供による通信用料

10. 追加代金と割引代金

(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)

○ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプの「グレードアップのための追加代金」

○「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

○ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

○その他ホームページ・パンフレット等で「××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に必要な差額、ストレーチャーズオプション追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨のホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

- ①ホームページ・パンフレット等当社が「早期〇〇割引代金」と称するもの。
- ②ホームページ・パンフレット等当社が「延泊プラン」と称するもの。
- ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなかった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由による場合は、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料・違約料を既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

(2)当社は本項(1)の定め適用運賃・料金的大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めと通じにより、その減少額だけが旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額が旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後当社が責任に帰すべき事由により当該利用人員が変更になった

ときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発行に関する費用を請求する場合があります。))また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等に関するお客様の交替に応じやすい理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれお支払いいただきます。
- (2)当社の責任とならない口への取扱いの事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便の変更および座席クラスの変更を含みます)に連動して、旅行全体の取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の契約解除

- (1)お客様の解除権
 - お客様がホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込日の営業時間内にお受けします。
 - お客様は本項①に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。この場合、旅行契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第12項(1)に基づき、旅行代金が金額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

(2)当社は本項①(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。取消料が申込金をまかなえないときは、の差額を申し受けます。また本項②(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻いたします。

(2)当社の解除権

○お客様が第6項に規定する期日まで旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかにも該当することが判明したとき。
- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のうち、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3)当社は本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻いたします。また本項(2)②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻し

16. 旅行開始後の契約解除

(1)お客様の解除権

○お客様の都合により途中で離回された場合は、お客様の権利放棄のみなし、一切の払い戻しをいたしません。

○お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することができます。

(2)本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなかった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由による場合は、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料・違約料を既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

○当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかにも該当することが判明したとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき

○お客様の責及び払い戻し事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対する取消料・違約料の他各自の既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これらお客様の負担となります。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けしていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払う又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の各自による費用を差し引いて払い戻いたします。

○本項(2)の②のa、dより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様ののご負担で発地地に戻るための必要な手配をいたします。

○当社が本項(2)の②の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係

